

1月の無料相談

※ 1月1日(木)～4日(日)、12日(月・祝)は除きます。

●相談名	●日 時	●場 所	●主な相談内容（相談員）
市民法律相談	毎週火曜日 8日(木)・15日(木)	13:00～17:00 広報広聴課(☎内線2376)	法律が関係する困りごと (弁護士) 予約制
税務相談	20日(火)	13:00～16:00 真鍋事務庁舎(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士) 予約制(予約時間10:00～14:00)
市民相談	月～金曜日	8:30～17:15 広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00～16:00 社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	21日(水)	13:00～16:00 総合福祉会館(ウララ2 7階) (広報広聴課 ☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費者相談	月～金曜日	9:30～16:30 消費生活センター(☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月～金曜日	8:30～17:15 こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月～金曜日	9:00～17:00 地域子育て支援センター “さくらんぼ” (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月～金曜日	9:00～17:15 療育支援センター 早期療育相談(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火～日曜日	10:00～17:15 総合福祉会館(ウララ2 8階) (青少年センター ☎823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員) 電話相談可
教育相談	月～金曜日	9:00～16:00 教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月～金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00～16:45 (13:00～16:00) 土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関すること (県委嘱相談員)、(弁護士) 予約制
人権相談	月～金曜日	8:30～16:00 法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00～16:00 新治地区公民館(☎862-2900)	生活上のこと、人権に関すること
ひきこもり専門相談	19日(月)	10:30～12:00	ひきこもりについての困りごと (予約制)
精神クリニック	9日(金)・16日(金)	14:00～16:00	精神障害者の医療などに関すること (精神科医師) 予約制、1日2件まで
	27日(火)	10:00～12:00	

女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日 10日(土)	11:00～16:00 10:00～15:00	男女共同参画センター ☎827-1107 毎週月曜休館 (ウララ2 総合福祉会館7階)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門カウンセラー) 予約制	
法律相談	22日(木)	13:30～15:30		法律が関係する困りごと(女性弁護士) 予約制	
法律関連一般相談	9日(金)・23日(金)	13:00～16:00		法的な手続きについてなど(専門相談員) 予約制	
一般相談(外国人相談を含む)	9日(金)・23日(金)	13:00～16:00		日常生活の困りごと、悩みごと(英語通訳あり。専門相談員) 予約制	
配偶者や恋人からの暴力で悩む人のための電話相談		8日(木)・22日(木)	13:00～16:00	☎827-2525	身体的・精神的暴力などに関すること

クレジットカードを持つ責任

消費生活センターから

☎823-3928

相談 クレジットカードを盗まれ、30万円を引き出されてしまった。クレジット会社から請求書が届いて初めて気づき、調べてみると診察券の入っていた財布からカードが3枚なくなっていた。使われていたのは、生年月日を暗証番号に設定しているカード1枚だけだった。警察への被害届の提出は遅くなってしまったが、クレジット会社で全額補償してもらえないか。

アドバイス! クレジットカードの盗難に遭ったときは、警察やクレジット会社に届けた日からさかのぼった一定期間と届出後の不正使用は補償の対象になります。ただし、消費者に重大な過失があった場合は対象外になることが約款に定められています。

この相談の場合、犯人は、一緒に入っていた診察券に記載されていた生年月日から暗証番号を推測し不正に利用したと考えられます。

クレジット会社に対して、盗難に遭ったときの状況や経緯を詳しく説明し交渉するよう助言しました。

クレジットカード犯罪はますます巧妙化しています。今回の相談のようにカード本体を盗まれるほかに、カードの情報だけが盗まれる(スキミング)被害も多く発生しています。

“必要のないカードを作らない”、“暗証番号に生年月日など推測されやすい数字を使わない”、“利用明細書の請求内容をチェックすることなど、使う人がカードをしっかりと管理することが被害を防ぐ重要な対策になります。クレジットカードを持つことは、その責任も一緒に持つことです。

